

船指監第1036号

平成28年3月14日

通所介護事業所 管理者 様  
認知症対応型通所介護事業所 管理者 様

船橋市 指導監査課長

通所介護事業所等で行う利用者の所有物等の洗濯について

日頃から、本市介護保険事業運営についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、平成28年3月7日付、事務連絡にて保健所衛生指導課長より、老人福祉施設におけるクリーニング行為の周知について、別添のとおり依頼がありました。

介護保険法第8条第7項及び第17項において、通所介護及び認知症対応型通所介護で行う日常生活上の世話については、厚生労働省令で定めるものとされており、介護保険法施行規則第10条及び第17条の3に規定する厚生労働省令で定める日常生活上の世話の中に、「洗濯」は含まれておりません。

つきましては、通所介護及び認知症対応型通所介護で行う日常生活上の世話に「洗濯」が含まれないことから、利用者の所有物等の洗濯を行う場合は、クリーニング業にあたる可能性がありますので、保健所衛生指導課まで相談するようお願いいたします。

**クリーニング業に関するお問い合わせ先**

船橋市保健所 衛生指導課 環境指導係

千葉県船橋市北本町1-16-55

TEL 047(409)2598

FAX 047(409)2592

別添

事 務 連 絡

平成 2 8 年 3 月 7 日

指導監査課長 様

衛生指導課長

老人福祉施設におけるクリーニング行為の周知について（依頼）

クリーニング業とは、依頼を受けて洗剤等を利用して繊維製品等を原形のまま洗濯する行為のことです。この行為を、反復継続して行うこと、社会性をもって行うことの二つの要件を満たす場合にクリーニング業と解釈されます。

クリーニング業を行うためには、クリーニング業法により検査及び確認が必要とされております。

介護保険法の適応範囲外で洗濯行為を行うと、クリーニング業にあたることがありますので、保健所まで相談するよう関係各所の皆様への周知をお願いいたします。

担当

船橋市保健所 衛生指導課 環境指導係

千葉県船橋市北本町1-16-55

TEL 047-409-2598

FAX 047-409-2592